

宮城県ものづくりシニア指導者育成事業に係る講座運営業務 企画提案募集要領

この要領は、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が宮城県ものづくりシニア指導者育成事業に係る講座運営業務を委託するにあたり、提案能力に優れた者を公募型プロポーザル方式等（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続き等に関し必要な事項を定めるものである。

1 講座の概要

(1) 委託業務名

宮城県ものづくりシニア指導者育成事業に係る講座運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 本業務の目的

東日本大震災の影響や昨今の経済情勢等から、県内中小製造業等は経営基盤の強化が必要となっている。

については、中小企業者の持つ多様な経営課題の解決のため、高度かつ総合的な企業支援人材の育成を行い、中小企業者の経営高度化等を支援することを目的とする。

(3) 委託内容

「宮城県ものづくりシニア指導者育成事業に係る講座運営業務提案依頼書」のとおり。

(4) 事業費

5,500千円（税込）を上限とする。

(5) 委託期間

契約締結日から、平成31年1月31日（木）まで

(6) 講座運営場所

仙台市、或いは仙台市近郊

2 応募資格

プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「申込者」という。）に、必要な資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 宮城県の定める「物品調達にかかる競争入札の参加資格等に関する規程」により、宮城県に所在をおいて宮城県知事から承認を受けている者で、以下の者を除く。
 - ・成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ないもの
 - ・入札等に際して、不正行為等を行ったと認められるもの
 - ・諸税等を滞納しているもの
 - ・前各号に掲げる者のほか理事長が特に不適格と認めるもの
- (2) 2（1）以外の者で平成30年度中に物品調達等に係る競争入札参加資格を取得予定である者で、かつ、理事長が適格と認めるもの。
- (3) 公告の日から見積合わせの日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- (4) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定によるもの）に該当しない者であること。
- (5) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定によるもの）に該当しない者であること。
- (6) 機構が「反社会的勢力排除に関する規則」において定義する反社会的勢力に該当しない者であること。

3 スケジュール

公 告 日	平成30年7月4日（水）
質 問 受 付	平成30年7月4日（水） ～平成30年7月18日（水）午後5時まで
質 問 回 答 期 限	平成30年7月19日（木）午後5時まで
企画提案書提出期限	平成30年7月20日（金）午後5時必着
審 査 会 の 開 催	平成30年7月23日（月）
審 査 結 果 の 通 知	平成30年7月下旬
契 約 の 締 結	平成30年7月下旬
講 座 開 始	平成30年8月30日（木）

4 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成30年7月20日（金）午後5時必着
- (2) 提出方法 事前に以下提出先へ連絡の上、持参するものとする。
- (3) 提出先 公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業育成支援部 地域連携推進課
仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3階
電話番号：022-225-6638 担当：石川（宙）、石川（仁）

(4) 提出書類

- イ 企画提案参加申込書（様式第1号）・・・1部
- ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）・・・1部
- ハ 企画提案概要（様式第3号）・・・10部
- ニ 企画提案書（任意様式）・・・10部

※留意事項

- ・様式は任意のものとする。
- ・表紙を付け、ページに通し番号を付すること。
- ・表紙には、申込者の事業所の名称を記載すること。
- ・企画提案書に記載する項目の順番は企画提案概要（様式第3号）のとおりとすること。

ホ 申込者の会社案内・・・1部

(5) 提出後の変更等

提出された書類については、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。
また、提出された書類は一切返却しない。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、申込を無効とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、
又は文意が不明である場合
- ロ 本募集要領等に従っていない場合
- ハ 同一の申込者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ニ 下記6（2）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- へ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(7) その他

- イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。取下願の提出があっても既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ロ 企画提案書等の提出後、内容について説明を求めることがある。

5 事業に関する質問

本事業に関する質問については、質問書（様式第5号）を提出すること。口頭及び電話による照会については応じない。

- (1) 提出期限 平成30年7月18日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メールとする。
電子メールの件名を「宮城県ものづくりシニア指導者育成事業に関する質問」とすること。
- (3) 提出先 公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業育成支援部 地域連携推進課
koudo@joho-miyagi.or.jp
- (4) 回答方法 平成30年7月19日（木）午後5時までに電子メールで回答する。
※回答は質問者の名を伏せてホームページに掲載するので、申込者は必ず、他者の質問・回答を確認すること。ただし、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 契約相手方の決定

(1) 委託候補者の選定方法

宮城県ものづくりシニア指導者育成事業 プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申込者の企画提案書及びプレゼンテーションの評価により審査のうえ、委託契約の締結を予定する者（以下「委託候補者」という。）を選定する。
なお、選定結果に関する質問には一切応じない。

(2) プレゼンテーションの実施

申込者は、事前に提出された企画提案書に基づき、選定委員会に対しプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションへの参加通知及び詳細は申込者あて別途通知する。

7 審査項目

審査は、以下の項目により、業務遂行能力と事業目的の達成見込みについて行う。

- イ 実施体制
- ロ 事業全体のスケジュール
- ハ カリキュラム内容及び講師

8 委託契約の締結

原則として、選定委員会設置要領に基づき選定された委託候補者に当該業務を委託することとする。

機構は、選定した委託候補者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

なお、委託候補者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者とする。

9 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて申込者の負担とする。
- (2) 委託内容は企画提案された内容を踏まえ、機構と委託候補者にて協議のうえ、最終決定することとする。
なお、協議が調わない場合は、委託候補者を変更することがある。
- (3) 申込者が不穏な行動をするとき、または企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。